

## 令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A (No. 1)

- Q 1 令和7年度に事業を実施する場合、対象となる事業期間はいつからいつまでですか。
- A 1 対象となる事業実施期間は、令和7年4月7日から令和8年1月31日までとなります。
- なお、事業実施期間である令和8年1月31日までに支払いを完了してください。(支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。)
- Q 2 申請は各事業所単位で行うのでしょうか。
- A 2 交付申請や実績報告書は事業所単位で提出してください。
- Q 3 他の補助金との併用は可能ですか。
- A 3 原則として、国や県が行う補助金と併用することはできません。市町村が実施する他の補助金との併用は可能ですが、その場合、市町村からの補助金の交付決定通知書の写しを提出いただきます。
- Q 4 補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできますか。
- A 4 非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできますが、単純な賃上げに充てることはできません。
- Q 5 人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能ですか。その場合の補助上限額の考え方はどのようになりますか。
- A 5 複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額以内での交付となります。補助上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。
- Q 6 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、介護人材確保・職場環境改善等事業と一部内容が重複しているが、一の事業所に重複して支給することは可能ですか。
- A 6 それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、一の事業所に重複して支給することが可能です。

例) 一の事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護人材確保・職場環境改善等事業の職場環境改善事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができます。

Q 7 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となりますか。

A 7 事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合も、いずれも補助対象となります。

Q 8 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、オンライン研修に用いるため、新たにモニターを購入する場合、対象とすることができますか。

A 8 補助対象となります。ただし、既存設備の更新、買い替えは除きます。

Q 9 人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、研修を実施する際の調理用の食材費や書籍代は対象となりますか。

A 9 研修の実施に要する費用は対象となります。

Q10 人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」について、経験年数が短いとはどの程度の期間になりますか。

A10 原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の方を対象とします。ただし、以下のような場合は経験年数が1年を超える場合も対象とします。

- ・ 訪問介護員に従事した期間が1年以上あるが、従事する頻度が低いため十分な経験を積んでいない場合や、長期間、訪問介護に従事していなかった場合。
- ・ 外国人の方が訪問介護員として勤務する場合。

Q11 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、乗降介助の同行も対象となりますか。

A11 乗降介助も対象となるが、単に運転業務を行う場合には対象となりません。

Q12 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」の対象に、自法人内の訪問

介護以外で勤務していた者が、異動で初めて訪問介護を行う場合も含まれますか。

A12 異動により初めて訪問介護を行う場合も対象となります。

Q13 「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」に要した経費はどのように算出すればいいのでしょうか。

A13 同行訪問に要した時間に応じて、30分未満の場合は3,500円、30分以上は5,000円の基準額を実支出額として算出するものとします。

なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、経験年数が短いホームヘルパー1人につき30回を上限に、事業所が適切に判断するものとします。

Q14 経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、地元新聞等への求人広告掲載料は対象となりますか。

A14 求人広告掲載料は対象となります。

なお、対象となるのは、広告掲載やチラシ作成、ホームページ開設など、広報活動に要する経費であって、人材紹介会社に対する紹介料など、採用活動に要する経費は対象とはなりません。

Q15 補助金が事業所に交付されるのは、いつになりますか。

A15 補助事業が完了し、事業所からの実績報告書を県が受理した後、実績報告内容の審査を行います。その後、報告内容に不備がないことを確認し、額の交付決定を通知します。額の確定通知後、概ね2週間程度で指定された口座に補助金を支払います。ただし、実績報告書や口座振込依頼書の内容に不備があった場合は時間を要します。